

シニア向け情報

デイサービスを 利用してみませんか

日増しに秋の訪れを感じる、過ごしやすい季節となりました。デイサービスを利用して、ちょっとだけ新しいことを始めてみませんか。小さな一歩が明日の元気につながります。

デイサービスセンターでは、ご自宅までの送迎はもちろん、健康チェック、入浴、食事やさまざまな楽しいレクリエーションを準備しています。生活機能の向上を目指し、一人ひとりの「できる力」を生かした創作活動や季節のイベントなどのプログラムをたくさ

ん用意しています。

ご家族の介護負担を減らし、皆さんが笑顔でゆとりある暮らしができるようお手伝いします。

利用日 月～金曜(祝日・年末年始を除く)

※見学は午前10時から午後3時の間であれば随時可能です。お気軽にお問合せください。

ところ 在宅老人デイサービスセンター(西公民館1階)

対象 次の認定を受けた方

- ・要介護1・2・3
- ・要支援1・2

利用料

・自己負担金(介護度等により変わります)

・食材料費(1食500円)

・機能訓練等材料費(月額500円)

問合せ先 在宅老人デイサービスセンター

☎(443)0552



●アルミ缶アートを作りました

高齢者インフルエンザ 予防接種(定期接種B類疾病)

この予防接種は法律上の義務ではなく、自らの意思で接種を希望する方のみ接種してください。

対象 本町に住民登録のある65歳以上の方および60歳以上65歳未満で特定疾患の方

接種回数 1回

接種期間 10月17日(月)～12月16日(金)

実施場所

大治町・津島市・愛西市・弥富市・あま市・蟹江町・飛鳥村の指定医療機関

接種料金 自己負担1000円(指定医療機関での支払い)

※生活保護世帯の方は無料で接種できます。印鑑を持参の上、

接種日の1週間前までに保健センターへ申請してください。

接種方法 町内の指定医療機関で接種をご希望の方は、事前に医療機関へ予約し、接種料金、本人

確認書類(健康保険証、介護保険被保険者証、身体障害者手帳など)を持参の上、接種期間内に接種してください。

町外の指定医療機関で接種をご希望の方は、接種前に保健センターへお問合せください。

※60歳以上65歳未満で特定疾患の方は、疾病の程度を証明できるもの(身体障害者手帳等)を持参の上、接種前に保健センターで申し込みが必要です。

問合せ先 保健センター健康館

すこやかおほる

☎(444)2714

シルバー人材センター 新規入会説明会

とき 10月12・26日(水) 午前10時

※所要時間は1時間程度です。

ところ 総合福祉センター 高齢者生きがい活動センター内2階会議室

対象 健康で働く意欲のある60歳以上の方

申込・問合せ先 シルバー人材センター ☎(443)1680

協定保養所の利用を 助成します

愛知県後期高齢者医療制度被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所を宿泊利用する場合に利用料の一部を助成します。

助成金額

一人1泊1000円

※平成28年4月1日から平成29年

3月31日宿泊分まで、全保養所

合わせて4泊まで利用できます。

田原市 シーサイド伊良湖

☎0531(35)1151

蒲郡市 サンヒルズ三河湾

☎0533(68)4696

豊田市 百年草

☎0565(62)0100

犬山市 レイクサイド入鹿

☎0568(67)3811

桑名市

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島

☎0594(42)3330

東浦町

あいち健康の森プラザホテル

☎0562(82)0211

利用方法

利用される方は、直接

接保養所へ申し込んでください。

その際「愛知県後期高齢者医療

制度被保険者」であることを伝え

てください。宿泊当日、利用され

る保養所の窓口で後期高齢者医

療の保険証を提示し利用カード

の交付(押印)を受けてください。

精算時に通常料金に対し、10

00円を助成します。

問合せ先 愛知県後期高齢者医

療広域連合 給付課
☎(955)1205

防犯カメラ等補助金開始

安全で安心して生活できる地域社会を実現するために、防犯対策として、戸数10戸以上の集合住宅の共用部分等や駐車台数10台以上の駐車場に防犯カメラ等を購入設置した管理組合、所有者の方に対し、補助金を交付します。

対象

町内に所在する次の①～③に該当する方で、県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のほか、町が定める条件、遵守事項等を遵守できる方

①分譲マンションは、戸数10戸以上の物件の管理組合

②賃貸共同住宅(社宅、寮等を除く)は、戸数10戸以上の物件の所有者

③駐車場は、自動車10台以上駐車可能な物件の所有者

※補助金の交付は、1対象者につき1回限りとします。

補助金額

防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内とし、5万円を限度額とします。(1,000円未満切り捨て)

※維持管理費用、地代・占用料等は除きます。

申請方法等

防犯カメラ等を設置しようとする方は、事前に役場防災危機管理課にご相談ください。申請要領等についてご説明します。

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算を超えるときは申請の受け付けを停止します。

申込・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151

